

役員報酬等及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雄峰福祉会（以下「法人」という。）における理事及び監事、評議員並びに評議員選任・解任委員（以下合わせて「役員等」という）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬等)

第2条 法人定款第8条及び、第21条の各項並びに評議員選任・解任委員会規程第12条の定めにより、法人の役員等に対して報酬、通勤手当を支給する。ただし、役員等が職員である場合もしくは常勤役員でない場合、これを支給しない。

2 前項に従い、支払われる常勤役員の報酬の額は、理事長によって別表1の通り定められ、理事会において審議し、評議員会の承認を得る。

また、通常福島市内における会議等への出席の交通費については第1項に定める報酬に含まれるものとし、これを支給しない。

3 別に定める理事長専決事項を適切に処理するとともに次の日常業務を行う。

- ① 法人設立の高い理想を忘れず、法人の理念や基本方針等について、常勤役員（理事長）は、率先して法人職員をはじめ施設内外の関係者に対し、絶えず働きかけを行い、その浸透を図る。
- ② 法人運営の各事業所について、その運営状況を常時把握し、必要の都度迅速的確に報告を受け、指示するなど対応する。
- ③ 常日頃、各事業所の幹部職員の相談等に直接応じ、必要なアドバイスを行う。
- ④ 他の社会福祉法人や、高齢者福祉施設と日常的に情報交換したり、関係金融機関等と折衝するなど、当法人の事業運営に活かす活動を日々行う。
- ⑤ 社会福祉事業に関する豊富な知識、経験並びに関係機関・団体との交流経験を活かし、地域交流の推進と当法人の人材確保のために日常活動を行う。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、法人職員の給与規程に準じた支給日に年額報酬を12等分した額を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会又は評議員会その他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行するときは、その費用を弁償する。

2 理事会又は評議員会その他の会議に出席する場合は、日額一律5,000円の交通費を支払うこととし、法人の業務のための旅行の費用の弁償額は、役員

等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じ算定し支給する。

3 日当および宿泊料は、別に定める旅費規程別表1に記載の額とする。

(退職金)

第5条 常勤役員の退職金については、社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に定める退職手当契約により行う。

2 社会福祉法人福島県社会福祉協議会の共済事業に加入した場合には、その支給を行う。

(改正)

第6条 この規定の改定については、評議員会の議決を要する。

附則

1. 平成25年5月22日より実施する。
2. 平成28年3月8日一部改正、平成28年3月16日より実施する。
3. 平成28年12月12日一部改正し同日より実施する。
4. 平成29年6月13日開催の評議員会において承認される。
5. 平成30年6月12日評議員会において承認され同日より実施する。
6. 平成31年6月19日評議員会において承認され同日より実施する。

別表 1

常勤役員の報酬の額

区 分	報酬の額
理 事 長	年額 3,360,000円

- 1 上記報酬額を12カ月で均等割りし、法人職員の給与規程に準じた支給日に支給する。